

借屋送り一札之事 高井郡深沢村名主又右衛門→中野村御名主衆中	弘化3年2月	縦紙・1通	A-135-7
差出申一札之事(田麦村百姓の借屋送状) 右村名主辛右衛門→中野権之丞殿	弘化4年未2月	縦紙・1通	A-135-8
借家送り一札之事 高井郡平林村名主佐左衛門→同郡中野村名主権之丞殿	弘化4年未2月日	縦紙・1通	A-135-9
借家送り一札之事 高井郡坪山村名主源左衛門→同郡中野村御名主権之丞殿	弘化4未年3月	縦紙・1通	A-135-10
村送一札之事(名跡相続) 飯山領大倉村庄屋藤十郎→中野御支配所中野町名主権之丞殿 53-1-1~18は綴紐で一括	弘化2年巳2月	縦紙・1通	A-53-1-1
村送り一札之事(婿養子) 須坂領分小山村名主孫一→中野御支配所中野村御役人衆中	弘化2丙午年2月	縦紙・1通	A-53-1-2
縁女送書之事(女房縁付) 堀富丸領分高井郡綿内村名主堀内半右衛門→森親之助様御支配所中野御陣屋下御名主渡辺権之丞殿	弘化2巳年3月	縦紙・1通	A-53-1-3
村送一札之事(名跡相続) 高井郡稻荷村名主名右衛門→同郡中野村御役人衆中様	弘化2年2月	縦紙・1通	A-53-1-4
村送り一札之事(養子縁付) 高井郡金井村名主嘉左衛門→同郡中野御役人衆中	弘化2年巳2月日	縦紙・1通	A-53-1-5
村送り一札之事(女房縁付) 蓮村庄屋与兵衛→中野村庄屋権之丞殿	弘化2年巳2月	縦紙・1通	A-53-1-6
送り一札(引越) 鉄砲町名主新兵衛→中野西町名主権之丞殿	弘化2巳年2月	縦紙・1通	A-53-1-7
送り一札(女房縁付) 飯山町庄屋嶋津金四郎→高井郡中野村御役人中	弘化2年巳2月	縦紙・1通	A-53-1-8
村送り一札之事(女房縁付) 高井郡新井村名主七右衛門→同郡中野町御名主権之丞殿	弘化3午年3月	縦紙・1通	A-53-1-9
村送一札之事(屋敷買求引越) 高井郡深沢村名主五右衛門→中野村御名主中	弘化3年午2月	縦紙・1通	A-53-1-10
村送一札之事(養子引越) 真田信濃守様御領分佐野村名主新助→中野御支配所中野村御名主中	弘化3午年2月	縦紙・1通	A-53-1-11
送一札之事(養女不縁立戻) 湯田中村名主善左衛門→中野村御役人中	弘化3午年8月	縦紙・1通	A-53-1-12
村送り一札之事(親孝道のため立戻) 松代領更級郡志川村名主重助→中野御支配所中野村御役人衆中 返書の名前書方指示の貼紙あり	弘化3午年2月	縦紙・1通	A-53-1-13
村送一札之事(女房縁付) 真田信濃守領分信州高井郡畚野村名主市兵衛→御料所同国同郡中野村御役人中	弘化3午年2月	縦紙・1通	A-53-1-14
人別送状之事(店借人の引越) 善光寺領横沢町庄屋安之助→中野名主権之丞殿	弘化3午年4月	縦紙・1通	A-53-1-15
送一札之事(其村に借宅・稼) 静間村庄屋市郎右衛門→中野中町村庄屋中	嘉永2年酉4月	縦紙・1通	A-53-1-16
村送一札之事(名跡相続) 高遠村名主又左衛門→中野村名主権之丞殿	嘉永2年酉6月	縦紙・1通	A-53-1-17
村送一札之事(下書) 高井郡平沢村名主誰印→同郡中野村御役人衆中 全面に墨消あり	嘉永2酉年2月	縦紙・1通	A-53-1-18
送り一札之事(婿名跡) 高井郡新野村名主孫左衛門→中	弘化3午年2月	縦紙・1通	A-53-2

渡辺家/中野村名主/送り状

野村御名主権之丞殿 上部欠損			
送り一札之事(女房縁付) 松代御領分大熊村名主富右衛門 →中野村御名主中	弘化3年年2月	縦紙・1通	A-53-3
村送一札之事(婿養子) 真田信濃守様御領分水内郡北□□ 村庄屋重右衛門→中野御名主権之丞殿	弘化2年巳3月	縦紙・1通	A-53-4

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
家・米屋			
材木手金請取証文之事 沓野村請取主三郎兵衛、洪湯受人三右衛門、沓野受人武助→中野町彦右衛門殿	正徳4年午之12月	縦紙・1通	A-245
長代売渡し申畑之事(高1斗3升5合) 沓野村地主次郎右衛門、同所請人清次郎、同断武助→中野彦右衛門殿	享保6年丑之11月	縦紙・1通	A-213-1
長代売渡し申畑之事(高1斗2升) 沓野村地主半助、同所請人武助、志ふゆ(洪湯)請人三右衛門→中野彦右衛門殿	享保6年丑之11月	縦紙・1通	A-213-2
長代売渡し申畑之事(高3斗) 沓野村田地売主与兵衛、相地請人半助、沓野肝煎請人武助、しふゆ受人三右衛門→中野町彦右衛門殿	享保6年丑之11月28日	縦紙・1通	A-213-3
長代売渡し申畑之事(高2斗5升) 沓野村地主傳次郎、同断三右衛門、同所請人武助→中野彦右衛門殿	享保6年丑之11月	縦紙・1通	A-213-4
長代売渡し申畑之事(高1斗) 沓野村地主惣八、同所請人武助、しふゆ同断三右衛門→中野彦右衛門殿	享保6年丑之11月	縦紙・1通	A-213-5
相渡シ申家屋敷手形之事(金11両余で家屋敷売却) 沓野村屋敷主三郎兵衛、請人三右衛門、ほか村役人5名→中野村米屋彦右衛門殿	享保6年丑之12月	縦紙・1通	A-141
棚借り証文之事(家屋敷借置に付、小形金1両2分八ヶ年のごと) 沓野村借や主三郎兵衛(印)、同断彦兵衛(印)、同所請人武助(印)、同断素中村三右衛門(印)→中野村米屋彦右衛門殿 36-1~23旧封筒一括	享保6年丑12月	堅切紙・1通	B-36-1
借屋証文之事(店代として一ヶ年金1分宛のごと) 沓野村借屋権右衛門(印)、請人名主武右衛門(印)、脇借請人伊之吉→ 端裏書「権右衛門借屋手形」	延享2年丑8月	堅切紙・1通	B-36-2
借屋証文之事(店賃一ヶ年金1両永237文のごと) 店借主八右衛門(印)、願人六右衛門(印)→渡辺彦之丞殿	元文3年午2月	縦継紙・1通	B-36-3
借屋証文之事(店代金一ヶ年金4両のごと) 新田町借家人勝右衛門(印)、請人与四郎(印)、同南法院(印)→西町米屋重郎殿 端裏書「右者彦之丞代十郎二時代書付色々入但し此書付金たんす二入有之文政年中改見合ニ入用も可有之以上」	安永10年巳2月	縦継紙・1通	B-36-4
借屋証文之事(店代金一ヶ年金4両のごと) 借家人平七(印)、請人倉蔵(印)→米屋林右衛門殿	天明5年巳2月	堅切紙・1通	B-36-5
借屋証文之事(店代一ヶ年金2分宛のごと) 西条村借家人弥左衛門(印)、中野村請人平蔵(印)→中野西村米屋林右衛門殿	天明6年午2月	堅切紙・1通	B-36-6
借屋証文之事(店代一ヶ年金1分宛のごと) 借家人清八(印)、請人幸介(印)→米屋八十五郎殿	寛政12年申2月	堅切紙・1通	B-36-7
店証文之事(店代金一ヶ年1分小2朱のごと) 借家人厚見村三左衛門(印)、同村請人久左衛門(印)→中野町米屋林右衛門殿 端裏書「按摩按治」	文化6年巳2月	縦継紙・1通	B-36-8
借家証文之事(店代金一ヶ年1両宛のごと) 借家人仙助(印)、飯山町請人伝吉(印)→米屋権之丞殿 端裏書「仙助」	文化9年申正月	縦継紙・1通	B-36-9
借家証文之事(店代金一ヶ年3分のごと) 借家人幸蔵(印)、受人市左衛門(印)→米屋権之丞殿 端裏書「幸蔵」	文化9年申正月	縦継紙・1通	B-36-10
借家証文之事(店代金一ヶ年3分のごと) 借家人幸八(印)、請人吉右衛門(印)→米屋権之丞殿 端裏書「幸八」	文化9年申正月	縦継紙・1通	B-36-11

渡辺家/家・米屋

借家証文之事(店代金一ヶ年1両宛のこと) 借家人仙次郎(印)、請人新右衛門(印)→米屋権之丞殿 端裏書「仙次郎」	文化9年甲	縦継紙・1通	B-36-12
借家証文之事(店代金一ヶ年3分のこと) 借家人安蔵(印)、新町受人新助(印)→米屋彦之丞殿 端裏書「安蔵」	文化14年丑2月	縦継紙・1通	B-36-13
借家証文之事(店代金一ヶ年3分のこと) 水内郡南永井村借家人吉左衛門(印)、同村受人角左衛門(印)→米屋彦之丞殿 端裏書「永井村吉左衛門」	文化15年寅4月	縦継紙・1通	B-36-14
借家証文之事(店代金一ヶ年1両2朱のこと) 飯山新町借家人繁松(印)、同町請人伊之丞(印)→中野米屋八十五郎殿	寛政10年午2月	堅切紙・1通	B-36-15
借家証文之事(店代金一ヶ年3分2朱のこと) 借家人折八(印)、請人平左衛門(印)→八十五郎殿	寛政11年未2月	堅切紙・1通	B-36-16
借家証文之事(店代金一ヶ年2分2朱のこと) 借家人新左衛門(印)、請人平五郎(印)→米屋八十五郎殿	寛政12年甲2月	堅切紙・1通	B-36-17
借家証文之事(店代金一ヶ年3分のこと) 上野国吾妻郡赤羽村上野倅勇作(印)、高井郡金倉村請人儀右衛門(印)→米屋彦之丞殿	文政4年巳2月	縦継紙・1通	B-36-18
借家証文之事(店代金一ヶ年1両のこと) 上野国吾妻郡赤羽村上野(印)、高井郡松川村請人圓八(印)→米屋彦之丞殿	文政5年午閏正月15日	縦継紙・1通	B-36-19
借家証文之事(店代金一ヶ年1両のこと) 上野国吾妻郡赤羽村上野倅勇作(印)、松川村請人圓八(印)→西町米屋彦之丞殿	文政7年申2月	縦継紙・1通	B-36-20
借家証文之事(店代金一ヶ年1両2分のこと)			B-36-21
願借用之事(唐紙11本他借用のこと) 普代借用人長吉(印)、湯町請人要右衛門(印)→よね屋権之丞殿	文政12年丑11月	縦継紙・1通	B-36-21
借家証文之事(店代金一ヶ年1両1分のこと) 上木嶋大町新田百姓半左衛門倅借家人栄吉(印)、新町受人庄左衛門(印)→米屋林輔殿	天保5年午2月	縦継紙・1通	B-36-22
借家証文之事(店代金一ヶ年金1両1分のこと) 上小田中村百姓借家人由兵衛(印)、同村請人求左衛門(印)→米屋林輔殿	天保5年午2月	縦継紙・1通	B-36-23
借用申金子之事(2両、渡世仕入金) 借主金兵衛、請人万右衛門→中野西町権之丞様	天保2卯12月	縦継紙・1通	A-211-1
借用申金子之事(1両1分) 壁田村預り人九左衛門、受人忠左衛門→中野西町米屋彦之丞殿 年利2割の旨九左衛門奥書、差出の墨消あり	文化14丑年7月11日	縦継紙・1通	A-211-2
借用申金子之事(3両) 西町借用人長三郎、同請人瀬左衛門→米屋林右衛門殿 差出の墨消あり	寛政5年丑12月	堅紙・1通	A-211-3
借入金証文之事(25両) 湯町借用人要右衛門→権之丞殿 印なし	文政13寅年3月	堅紙・1通	A-211-4
借用申金子之事(1両2分) 上町借主次兵衛→中野西町渡辺彦之丞殿 差出の墨消あり、端裏書「西町次兵衛此金借シ不申候」	享保11年午ノ12月29日	堅紙・1通	A-211-5
預り申金子之事(4両2分) 西町喜右衛門、五人組五郎右衛門、立合弥五右衛門→彦之丞殿 全面墨消あり、端裏書「上町喜右衛門より□出シ置候手形此金借シ不申候」	享保12年未ノ12月2日	堅紙・1通	A-211-6
預り申金子之事(3両2分) 更科村権左衛門→十郎次殿 年利1割半の旨権左衛門奥書あり、端裏書「帰り証文」	明和5年子12月	堅紙・1通	A-211-7

借用申金子之事(3分375文) □生村之内木津組庄屋久八 →中野町林右衛門殿 全面墨消あり	寛政4年子12月	縦紙・1通	A-211-8
借用申金子之事(2分400文、無宿差置過料銭ほか) 百姓利七→名主代林右衛門殿	天明2寅7月	縦紙・1通	A-211-9
借用金証文之事(3両) 新保村借主吉[ ]、同所受人惣 [ ]→中野権之丞殿 差出の切取あり	天保2年卯7月13日	縦紙・1通	A-211-10
預り申金子之事(1両) 西町玄意→十郎次殿 年利1割 7分の旨玄意奥書、全面墨消あり	宝暦6年子5月10日	縦紙・1通	A-211-11
預り申金子手形之事(□) 沓野村金預り主清次郎、同所 請人武助→中野村彦之丞殿 墨消あり	享保7年寅12月	縦紙・1通	A-211-12
預申金子之事(2分) 沓野村預り主傳助→中野村彦之丞殿	享保20年卯11月	縦紙・1通	A-211-13
預り申金子証文之事(小形金1両3分、□) 沓野村預 り主武助→中野米屋彦之丞殿	享保6年丑之12月6日	縦紙・1通	A-211-14
借用金証文之事(2両2分) 水内郡五荷村借主善右衛 門、中の湯町上州屋受人新之助→中野新町米屋権之丞殿	天保5午年5月27日	縦紙・1通	A-211-15
預り申金子之事(2分) くりわた預り主長兵衛、新田町 請人半四郎→彦之丞殿 差出の墨消あり、端裏書「くりわ た長兵衛返し手形」	享保20年卯12月29日	縦紙・1通	A-211-16
覚(2両3分) 沓野村武右衛門→米屋彦之丞殿	子ノ12月29日	縦紙・1通	A-211-17
借用申金子証文之事(120両、酒造仕入金、下書) → 権之丞殿 借入金返済方につき奥書あり	天保9戌年2月	縦紙・1通	A-211-18
借用申銭之事(976文) 牛出村十太夫→中野米屋彦之丞殿 「用立不申」という書付をはさみこみ	元文元年辰12月	縦紙・1通	A-211-19
覚(3両) 同所伊左衛門(信州中野現金屋)→西町米屋林右 衛門殿	寛政6年寅12月	縦紙・1通	A-211-20
覚(榎板木代2分受取) 須か川村さり主儀右衛門、同与 右衛門、請合新八→中野町彦之丞殿	享保9年辰ノ12月13日	縦紙・1通	A-170-1
覚(榎板木代2分受取) 須賀川藤左衛門→中野村彦之丞 殿	享保9年辰12月18日	縦紙・1通	A-170-2
指出申一札之事(借金出入りに付、済口証文のこと) 中野村願主治兵衛(印)、同与市(印)、若宮村五右衛門 (印)、同村名主宇右衛門(印)、組頭七郎兵衛(印)、中野村 利左衛門(印)→中野渡部彦之丞殿、鎮目武右衛門殿 破損 有り、端裏書「若宮村五右衛門当所次兵衛与市借金出入一 件」	享保12年未6月12日	堅切紙・1通	B-42-2
受取申金子之事(三右衛門江戸出府中に付、栗和田清 右衛門、理右衛門代理として金子受取に付) 栗和田 清右衛門(印)、同理右衛門(印)→米屋彦之丞殿	享保17年子3月	切紙・1通	B-304
覚(御用金12両余受取証文) 中野さく屋宗左衛門→米屋 彦之丞殿	享保17年子4月	縦紙・1通	A-217
覚(米代金1100両余受取手形) 中野村米売主彦之丞→滝 川小右衛門様、松平九郎右衛門様 差出人印に抹消あり、 「返り証文」	享保18年丑2月	縦継紙・1通	A-33
請取申金子之事(御買上米代金、控) 信州高井郡中野村 売主彦之丞、同所請人久兵衛→滝川小右衛門様、松平九郎 左衛門様、後藤庄左衛門様	享保18年丑3月	縦紙・1通	A-191
仕切小判六拾目割(金銀不残渡につき) 江戸〇堀留町小 嶋屋八郎兵衛(印)→渡部彦之丞殿、同重郎治殿 (屋号:	享保18年5月26日	堅切継紙・1通	B-309

四角に大)			
指出申一札之事(中野町家屋敷を売り渡し、新保村に居住して耕作する旨) 七右衛門、立会伊野右衛門、同次兵衛→中野町彦之丞殿	享保20年卯11月	縦紙・1通	A-126
一札之事(屋敷買請につき) 西町久兵衛、立会伊野右衛門→西町渡辺彦之丞殿	元文元年辰12月28日	縦紙・1通	A-138
指出申一札之事(小作料不納の詫び、取立延引願、小作継続願) 小布施村畑小作人新次郎、ほか8名→中野米屋十郎治殿	延享2年丑8月3日	縦継紙・1通	D-939
小作証文之事(取持之畑小作仕候につき) 沓野村小作人新治郎・他8名→中野米や 十郎治殿 端裏書「小作証文」	延享2年丑8月3日	堅切継紙・1通	1096
借家証文之事(酒蔵ほかにつき) 中野源助→中野米屋十郎次殿 下書カ	寛延4年8月2日	縦紙・1通	B-269-5
小作証文之事 小田中村小作人吉三郎、同村同断利八→中野米屋林右衛門殿	寛政4子2月	縦紙・1通	A-50-1
一札之事(当村地方貴殿へ売渡分の小作引受にあたり、年貢・諸入用の納め方など) 沓野村名主武右衛門、淡湯伊之吉→中野米や十郎治殿	延享2年丑8月	縦紙・1通	A-50-2
小作証文之事 新保村小作人惣兵衛、同村請人惣次郎→中野米屋林右衛門殿	寛政6年寅2月	縦紙・1通	A-50-3
小作証文之事 小田中村小作人久七、同村請人与右衛門→中野米屋林右衛門殿	寛政4子年2月	縦紙・1通	A-50-4
小作証文之事 栗和田村清助、村請人勝右衛門→十郎次殿	明和4年亥2月	縦紙・1通	A-50-5
小作証文之事 西条村小作人三五郎、同村請人彦八→中野米屋十郎次殿	安永8亥2月	縦紙・1通	A-50-6
(木そひろい小まい改帳)	寛延元年辰8月	断簡・1通	C-384
預り申金子之事(御当所玄意老御出世金10両、玄意老へは貴殿より御口入) 預り主新野村源内(印)→十郎次殿 墨消、源内返り手形、小切紙「子八月元金拾両取済返り証文」を挟込	宝暦2年申9月	縦紙・1通	D-822
相渡申一札之事(店賃として水車一組相渡) 中野売主源助印、請人甚吉印→十郎次殿 扣、「十郎次(印)」の奥書あり、端裏書「本書源助へ返ス」	宝暦6年3月	縦紙・1通	B-261
一札之事(所持田地質入につき) 夜間瀬村仁兵衛、同村請人与頭八郎右衛門→利足・諸役上納方につき仁兵衛奥書	(宝暦6)子4月3日	縦紙・1通	A-144-2
小作証文之事 北永井村小作人武助、同村請人新八→中野米屋十郎次殿	安永7年戌12月	縦紙・1通	A-144-3
小作証文之事 西条村小作人孫八、同所請人次右衛門→十郎次殿 端裏書「西条村孫八返り」	宝暦9年卯2月	縦紙・1通	A-212
初子証文之事(2分借用、返済は初子附送勘定、年2割) 厚貝村惣左衛門→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政11未年12月	縦紙・1通	A-48-1
借用申初子証文之事(金1両1分、返済は初子附送勘定、年2割) 壁田村借用人長左衛門、同村請人長右衛門→米屋林右衛門 抹消あり	寛政12甲年7月	縦紙・1通	A-48-2
借用申初子証文之事(金1両、年2割) 大熊村借主和七、同処請人栄七→中野町米屋林右衛門殿 抹消あり	天明元年丑12月	縦紙・1通	A-48-3
初子証文之事(金2分、年2割) 厚貝村惣左衛門→米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政12甲年7月	縦紙・1通	A-48-4

預り申金子之事(金6両、返済時2割利足) 柳沢村預主安左衛門→十郎治殿 抹消あり	宝暦11年巳3月	縦紙・1通	A-48-5
借用申初子証文之事(金2分、年2割) 壁田村借用人長左衛門→中野町米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政10午年7月	縦紙・1通	A-48-6
借用申初子証文之事(金1両、年2割) 壁田村預り主清次郎、同村請人□□右衛門→中野町米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政10午年7月	縦紙・1通	A-48-7
借用申初子証文之事(金3分、年2割) 厚貝村借用人長右衛門、同村請人小右衛門→中野町米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政10午年7月	縦紙・1通	A-48-8
借用申初子証文之事(金1両2分、年2割) 田麦村借用人文左衛門、同村請人磯右衛門→米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政10午年7月	縦紙・1通	A-48-9
初子証文之事(金2分、年2割) 厚貝村借用人傳右衛門、同村請人小右衛門→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政12甲年7月	縦紙・1通	A-48-10
初子証文之事(金3分、年2割) 厚貝村忠右衛門→米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政12甲年7月	縦紙・1通	A-48-11
初子証文之事(金2両、年2割) 厚貝村借用人久左衛門→こめ屋林右衛門殿	寛政7卯年12月	縦紙・1通	A-48-12
□初子証文之事 壁田村清次郎→中野米屋林右衛門殿 抹消あり、上半分欠損	文政12甲年7月	縦紙・1通	A-48-13
一札之事(金2両余、佐野村弥右衛門売買しまいの時は桶2本にて受け取るべき旨) 高井郡田麦村式請人四郎兵衛、請人喜惣八→中米屋喜七殿	寛政10午正月	縦紙・1通	A-48-14
初子証文之事(金2分、年2割) 田麦村喜平、嘉左衛門→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政12戌年7月	縦紙・1通	A-48-15
借用申金子之事(金3分、返済は真木附送勘定) 栗林村之内真木山借用人喜右衛門、厚貝村請人七之助→米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政8辰年12月	縦紙・1通	A-48-16
借用申金子之事(金1両、年2割) 厚貝村借用人金右衛門→米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政8辰年12月	縦紙・1通	A-48-17
初子証文之事(金2両2分、年2割) 厚貝村借用人平五郎、同村請人小右衛門→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政12年申正月	縦紙・1通	A-48-18
借用申初子証文之事(金2分余、年2割) 厚貝村借用人惣左衛門、同村請人小右衛門→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政10午年7月	縦紙・1通	A-48-19
借用申証文之事(金1両、年2割) 壁田村借用人忠右衛門、同所請人彦八→中野町米屋権之丞殿 抹消あり	文化12亥年8月	縦紙・1通	A-48-20
借用申初子証文之事(金1両、年2割) 七瀬村平兵衛→十郎治殿 抹消あり	宝暦10年辰12月	縦紙・1通	A-48-21
借用申初子証文之事(金2分、年2割) 壁田村借用人佐五七、同村請人安兵衛→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	宝暦10午年7月	縦紙・1通	A-48-22
借用申金子之事(金2両、年2割) 大熊村借り主富重郎、請人勘六→十郎次殿 抹消あり	天明2寅ノ極月	縦紙・1通	A-48-23
借用申金子之事(金2分、年2割) 小田中村借用人要八、同村請人孫助→中野米屋十郎次殿 抹消あり	天明2寅5月4日	縦紙・1通	A-48-24
借用申金子之事(金3分2朱、年2割) 預り主大熊村太内、請人同村富十郎→米屋十郎次殿 抹消あり	天明元年丑12月	縦紙・1通	A-48-25

渡辺家/家・米屋

借用申金子之事(金2分、年2割) 壁田村借主伴右衛門、弥五左衛門→中野米屋彦之丞殿 抹消あり	文政2卯年7月11日	縦継紙・1通	A-48-26
借用申金子之事(金1両、年2割) 壁田村借用人清次郎→中野町米屋林右衛門殿 捺印部分切取	寛政6寅年7月11日	縦紙・1通	A-48-27
借用申金子之事(金3分2朱、年2割) 壁田村借用人佐次右衛門、同村請人惣吉→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政8辰年7月9日	縦紙・1通	A-48-28
借用申金子之事(金2分、年2割) 厚貝村宗左衛門→中野町米屋林右衛門殿 捺印部分切取	享和2戌年7月	縦紙・1通	A-48-29
借用申金子之事(金1両2分、年2割) 壁田村借用人忠左衛門、同村請人九左衛門→中野町米屋林右衛門殿 捺印部分切取	享和2戌年7月	縦継紙・1通	A-48-30
借用申金子証文之事(金1両、年2割) 壁田村借用人清次郎、同村請人忠左衛門→中野西町米屋林右衛門殿 捺印部分切取	享和2戌年7月	縦紙・1通	A-48-31
借用申金子証文之事(金3両2分、年2割) 田麦村借用人喜平次、同村請人嘉左衛門→米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政11未年12月	縦紙・1通	A-48-32
借用申金子之事(金1両、年2割) 壁田村惣九郎→米屋林右衛門殿 捺印部分切取	寛政6年寅10月朔日	縦継紙・1通	A-48-33
借用申金子之事(金2両2分、年2割) 田麦村喜平次、同村請人嘉左衛門→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政8年辰12月	縦紙・1通	A-48-34
借用申金子事(金3両2分、年2割) 田麦村預り主喜平次、同村請人嘉左衛門→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政10午年12月	縦紙・1通	A-48-35
借用申金子之事(金3分2朱) 小田中村預り主忠七、同村請人要八→中野米屋十郎次殿 抹消あり	天明元丑10月	縦紙・1通	A-48-36
借用申金子之事(金3分、年2割) 田麦村徳兵衛、同村請人喜惣次→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政10午年12月	縦紙・1通	A-48-37
借用申金子之事(金3分、年2割) 壁田村借用人金兵衛、同村請人忠左衛門→中野町米屋林右衛門殿 捺印部分切取	享和2戌年7月	縦継紙・1通	A-48-38
借用申金子事(金1両、年2割) 田麦村預り主半兵衛、同村請人十治郎→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政10午年12月	縦紙・1通	A-48-39
借用申金子之事(金2両、年2割) 厚貝村借用人久右衛門、中野村請人三郎右衛門→中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政6年寅12月	縦紙・1通	A-48-40
借用申金子之事(金5両、年2割) 北大熊村預り主市右衛門→中野米屋十郎次殿 捺印部分切取	安永9年子正月	縦紙・1通	A-48-41
借用申金子之事(金3分、年2割) 壁田村預り人仁右衛門、受人六右衛門→中野町米屋彦之丞殿 抹消あり	文化14丑年7月13日	縦紙・1通	A-48-42
借用申金子之事(金3分、年2割) 壁田村借主傳右衛門、受人栄八→中野町米屋彦之丞殿 抹消あり	文政2卯年7月11日	縦紙・1通	A-48-43
借用申金子之事(金2分) 七瀬村善右衛門→中野米屋十郎次殿 抹消あり	天明2年寅ノ12月	縦紙・1通	A-48-44
借用申金子証文之事(金2両、年2割) 高井郡壁田村借用人主市兵衛、同村受人市郎右衛門→中野町米屋彦之丞殿 抹消あり	文化14丑年7月11日	縦継紙・1通	A-48-45
借用申金子之事(金1両2分、年2割) 壁田村借用人長右衛門、受人忠左衛門、同九左衛門→中野町米屋彦之丞殿 抹消あり	文化14丑年7月11日	縦継紙・1通	A-48-46



借用申金子之事(金1両、年2割) 田麦村借用人喜惣次 →中野米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政9巳年12月	縦紙・1通	A-48-47
粉子証文之事(金1両、年2割) 厚貝村借用人惣左衛門、同村請人久蔵→米屋林右衛門殿 抹消あり	寛政10午年12月	縦紙・1通	A-48-48
借用申金子之事(金2分、年2割) 田麦村借用人伴蔵、同村請人喜惣次→中野米屋林右衛門殿 捺印部分切取	寛政6年寅7月14日	縦紙・1通	A-48-49
借用申金子之事(金1両3分、年2割) 田麦村重兵衛→米屋林右衛門殿 捺印部分切取	寛政6年寅7月11日	縦紙・1通	A-48-50
借用申金子之事(上納金2両) 七瀬村伊左衛門(印)、請人平兵衛(印)→十郎次殿 墨消	宝暦11年巳3月	縦紙・1通	D-809
借用申金子之事(金2両無心、粉子にて返済のこと) 柳沢村両左衛門(印)→十郎次殿	宝暦11年巳8月	縦紙・1通	D-795
仕切(紬126疋、金97両渡) わた屋太郎兵衛→渡辺十郎次様、伊右衛門様	宝暦12年午9月14日	1通	A-3-1
仕切(紬50疋、金38両3分渡) 越後屋太郎兵衛→渡部伴右衛門様	宝暦12年午9月8日	1通	A-3-2
預り申金子之事(永代護摩領畑2枚調え代ほかのため5両) 中野金子預り主南法院(印)→重郎治殿 墨消	明和4年亥12月	縦紙・1通	D-828
一札之事(先年満水ニ而川欠ニ相成難立につき) 栗和田村清助(印)、勝右衛門(印)→十郎次殿 端裏書「くり和田清助」	明和4年亥2月	堅切縦紙・1通	B-293
小作証文之事(上条村にて質物に渡す畑、粉1俵納) 夜間瀬村小作人徳右衛門(印)、同村請人重治郎(印)→中野米屋十郎次殿 1通	明和9年辰2月	堅切紙	D-1102
差出申一札之事(家屋敷売渡の儀に付、訴訟のこと) 杓野村店借り主権右衛門(印)、同村請人名主武左衛門(印)、混湯請人伊之吉(印)→中野米屋十郎治殿 端裏書「杓野村権右衛門」	延享2年丑8月3日	縦紙・1通	B-32
借入金証文之事(書面之金子髓に借用申候処実証に付借用証文) 借主与吉(印)、受人喜兵衛(印)、名主市太郎(印)→当所定五郎殿 田畑及び持ち主を記載した切紙あり	安政4年巳極月	切紙・1通	B-319
相渡申家屋舗之事(金15両の質物) 質置主中町庄兵衛、親類同町金右衛門、請人松川村元右衛門、立会西町源次→西町米屋十郎次殿 写	安永6酉年3月	縦紙・1通	A-146
預り申金子之事(上納金4両2分) 南大熊村預り主三左衛門(印)、同村請人金右衛門→米屋十郎次殿 墨消、端裏書「三左衛門帰り証文」	安永6年酉極月	縦紙・1通	D-808
預り申金子之事(上納金1歩700文) 南大熊村預り主弥左衛門(印)、同村請人甚左衛門(印)→ 墨消、端裏書「弥左衛門帰」	安永6甲(ママ)12月	堅切紙・1通	D-818
借用申金子之事(金5両) 預り主・水内郡平瀬村名主富右衛門、ほか3名→中野村十郎治殿 林右衛門の奥書あり	安永7年戌11月	縦紙・1通	A-113
借用申金子之事(上納金3両) 北大熊村預り主市右衛門(印)→中野米屋十郎次 印墨消、端裏書「北市右衛門帰り証文」	安永7戌12月	縦紙・1通	D-824
借用申金子之事(上納金1両1分) 南大熊村預り主長右衛門(印)、同所請人富十郎(印)→中野米屋重郎次殿 墨消	天明元年丑12月	縦紙・1通	D-856
借用申金子之事(年貢金2分) 北大熊村預り主佐五右衛門(印)、同村請人市右衛門(印)→中野米屋十郎次殿 墨消、	天明2年寅2月	縦紙・1通	D-830

渡辺家/家・米屋

端裏書「佐五右衛門帰り証文」			
借用申金子之事(上納金2分) 小田中村預り主要八(印)、同村請人惣右衛門(印)→中野町米屋十郎次殿 墨消	天明2寅12月	縦紙・1通	D-840
借用申金子証文之事(無扨10両) イツミ屋借用人延蔵(印)、請人彦兵衛(印)→よね屋林右衛門殿 墨消、端裏書「延蔵帰り証文」	天明3年卯7月14日	縦継紙・1通	D-837
拝借仕証文之事(金50両) 中野村十郎次→加藤三次様 返済は江戸送の絞油為替金で	天明3年卯11月	縦紙・1通	A-119-1
奉拝借金子之事(金30両) 信州高井郡中野村林右衛門→加藤三治様	天明3年卯12月	縦紙・1通	A-119-2
請状之事(蟹沢村ニツ石清八奉公) ニツ石村人主八右衛門、同請人小右衛門→よね屋林右衛門殿	文化5辰年2月2日	縦継紙・1通	A-52-1
奉公人請状之事(久八姉つぎ) 壁田村人主久八、同村請人武左衛門→中野米屋林右衛門殿	寛政7年卯2月	縦紙・1通	A-52-2
奉公人請状之事(ふき) 岩舟村人主久治郎、同村請人弥右衛門→中野西町米屋林右衛門殿 52-3-1~22は綴紐で一括(当館受入後の作業の可能性もあり)	寛政3年亥2月	縦紙・1通	A-52-3-1
奉公人請状之事 奉公人奥出山村重治郎、ほか2名→中野米屋林右衛門殿	寛政4子年2月	縦紙・1通	A-52-3-2
請状之事(当所ひさ奉公) 西町人主ミち、同請人勘左衛門→米屋林右衛門殿	寛政5年丑2月	縦紙・1通	A-52-3-3
奉公人御請状之事 山王嶋村奉公人久七、同村請人勇右衛門→中野西町林右衛門殿	寛政5丑年2月	縦紙・1通	A-52-3-4
奉公人請状之事(娘みめ) 佐野村人主九郎右衛門、同村請人政右衛門→米屋林右衛門殿 右端隅に切取りあり	寛政6年寅2月	縦紙・1通	A-52-3-5
奉公人請状之事(倅佐野右衛門) 夜間瀬村之内横倉組人主彦七、同村請人文右衛門→米屋林右衛門殿	寛政7卯年3月	縦継紙・1通	A-52-3-6
奉公人請状之事(娘きく) 須ヶ川組人主曾右衛門、請人音右衛門→米屋林右衛門殿	寛政8年辰2月2日	縦紙・1通	A-52-3-7
奉公人請状之事(子さき) 水内郡蓮村人主弥惣右衛門、同村請人安之丞→中野米屋林右衛門殿	寛政9年巳2月	縦紙・1通	A-52-3-8
奉公人請状之事(娘りわ) 新町森右衛門→米屋林右衛門殿	寛政9巳年2月	縦紙・1通	A-52-3-9
奉公人請状之事(源蔵) 奥手山村人主兵蔵、請人七左衛門→米屋林右衛門殿	寛政9巳年2月	縦紙・1通	A-52-3-10
奉公人請状之事(娘なみ) 水内郡永井村人主太郎兵衛、同村請人伊右衛門→米屋林右衛門殿	寛政9巳4月	縦紙・1通	A-52-3-11
奉公人請状之事(平吉) 田麦村人主喜惣次、ほか2名→中野町米屋林右衛門殿	寛政10年辰2月	縦紙・1通	A-52-3-12
請状之事(妹いつ奉公) 水内郡替佐村人主林蔵、同村請人弥左衛門→中野米屋林右衛門殿	寛政10午年2月	縦紙・1通	A-52-3-13
奉公人請状之事(姉みめ) 佐野村人主武七、中野請人次兵衛→中野米屋林右衛門殿	寛政11未年3月	縦紙・1通	A-52-3-14
差出シ申一札之事(妻が高田から同道した娘の奉公に際し加判一札) 田中村傳蔵倅富三郎、同加判人藤八→中野町林右衛門殿	享和2戌10月日	縦紙・1通	A-52-3-15
奉公人請状之事(子源蔵) 笠倉村人主五郎左衛門、同村請人源兵衛→米屋林右衛門殿	享和4子年2月	縦紙・1通	A-52-3-16

奉公人請状之事(勝右衛門女房ささ) 壁田村人主与右衛門、請人吉太郎→米屋林右衛門殿	文化3寅年2月	縦継紙・1通	A-52-3-17
奉公人請状之事(吉左衛門) 蓮村人主吉蔵、同村請人藤左衛門→米屋林右衛門殿	文化3寅年2月	縦継紙・1通	A-52-3-18
奉公人請状之事(妹きの) 蓮村人主佐七、奥出山請人庄右衛門→中野町米屋林右衛門殿	文化3寅年2月	縦紙・1通	A-52-3-19
奉公人請状之事(娘さと) 今井村人主定七、同村請人庄作→中野町米屋林右衛門殿	文化3寅年2月	縦紙・1通	A-52-3-20
奉公人請状之事(娘きさ) 高井郡小田中村人主清八、同村請人清兵衛→中野西町米屋林右衛門殿	文化4卯年2月2日	縦継紙・1通	A-52-3-21
奉公人受状之事(駒吉母かつ) 高井郡東江部村人主平右衛門、受人伴蔵→中野西町米屋権之丞殿	文化7午年2月15日	縦継紙・1通	A-52-3-22
借用申金子之事(計金3分) 壁田村要助(印)→中野町米屋林右衛門殿 墨消	寛政4年子5月	縦紙・1通	D-831
借用申金子之事(無扱1両) 厚貝村預り主金右衛門(印)、請人久左衛門(印)→米屋林右衛門殿 墨消、端裏書「〇戻り証文」	寛政4年子7月	縦紙・1通	D-812
借用申金子之事(金3両) 田麦村預り主喜平[欠]、請人同村嘉左[ ]→米屋林右衛門殿 差出人印切取、端裏書「帰り証文」	寛政5年丑12月	縦紙・1通	D-859
借用申金子之事(年貢金2分) 七瀬村借用人庄七(印)、同村請人市左衛門→中野米屋林右衛門殿 借用人印切取、端裏書「帰り証文」	寛政6寅年12月	縦紙・1通	D-838
借用申金子之事(金2分) 壁田村借用人千助(印)、同村請人喜七→中野米屋林右衛門殿 墨消	寛政7年卯2月	縦紙・1通	D-819
借用申金子之事(御役所にて無扱入用につき金45両) 中野米屋借用人林右衛門(印)→草間村重兵衛殿、横倉村佐右衛門殿 墨消	寛政7卯4月	堅切紙・1通	D-823
借用申金子之事(無扱1両) 壁田村借用人勝之丞(印)、同村請人喜左衛門(印)→中野村米屋林右衛門殿 墨消、端裏書「〇壁田勝之丞帰り証文」	寛政7年卯5月	縦紙・1通	D-814
借用申金子之事(初子代ほか計1両3分) 田麦村借用人重兵衛(印)、同村請人清左衛門(印)→中野町米屋林右衛門殿 794～861は赤・緑まだら紐一括	寛政7卯年7月7日	縦紙・1通	D-794
借用申金子之事(初子として1両2分) 壁田村借用人清次郎(印)、同村請人佐五七→中野町米屋林右衛門殿 墨消、端裏書「〇壁田清次郎帰り証文」	寛政7卯7月7日	縦紙・1通	D-811
借用申金子之事(初子として金2両1分) 田麦村借用人喜平次(印)、同村請人茂八(印)→中野米屋林右衛門殿 墨消、端裏書「〇田麦村喜平次帰り証文」	寛政7卯年7月11日	縦紙・1通	D-825
借用申金子之事(初子として金1両) 厚貝村借用人長右衛門(印)→中野米屋林右衛門殿 墨消、端裏書「厚貝長右衛門帰り証文」	寛政7卯年7月11日	縦紙・1通	D-829
借用申金子之事(無扱3分) 壁田村借用人勝左衛門(印)、同村請人惣右衛門(印)→米屋林右衛門殿 墨消	寛政8辰年7月13日	縦紙・1通	D-816
借用申金子之事(年貢金3分2朱) 厚貝村借用人平五郎、同村請人小右衛門(印)→中野町米屋林右衛門殿 墨消、端裏書「帰り証文」	寛政9巳年12月	縦紙・1通	D-807
借用申金子之事(年貢金差詰り金2両) 厚貝村借用人清	寛政9巳年12月	縦紙・1通	D-815

七(印)、同村請人小右衛門(印)→中野米屋林右衛門殿 墨消、端裏書「帰り証文」			
借用申金子之事(金2分) 厚貝村借用人善兵衛(印)、同村請人八左衛門→米屋林右衛門殿 墨消、端裏書「帰り証文」	寛政11未年7月	縦紙・1通	D-820
借用申金子事(年貢金差詰り金3分) 厚貝村預り主平五郎(印)、同村請人小右衛門→中野米屋林右衛門殿 墨消、端裏書「帰り証文」	寛政10午年12月	縦紙・1通	D-834
相極申証文之事(小田中村小作人らの不納に対抗し地主手作とする旨地主連印) 中野村長右衛門、ほか24名→	寛政12申年2月	縦継紙・1通	D-940
借用申金子之事(昶子として金1両) 壁田村借用人青右衛門(印)→中野町米屋林右衛門殿 墨消	享和2戌年7月	縦紙・1通	D-844
定(酒造商売に付、仲間相談の上取極のこと) 仲間行司→ 26-1~6旧封筒一括	享和3年亥正月	縦切紙・1通	B-26-1
極一札之事(酒値段他取極のこと)		縦切紙・1通	B-26-2
為取替一札之事(酒値段他取極のこと) 中野町酒造人しば屋金兵衛、いか屋彦兵衛、よね屋権之丞、同久兵衛→	文化10年酉正月	縦継紙・1通	B-26-3
為取替一札之事(酒値段他取極のこと) 中野町酒造人と祢屋久兵衛、井賀屋彦兵衛、米屋権之丞、芝屋金兵衛→	文化10年酉正月	縦継紙・1通	B-26-4
為取替一札之事(酒値段他取極のこと) 中野町酒造人井賀屋彦兵衛、与祢屋久兵衛、しば屋金兵衛、与祢屋権之丞→	文化10年酉正月	縦継紙・1通	B-26-5
為取替一札之事(酒値段他取極のこと) 与祢屋権之丞、同久兵衛、芝屋金兵衛、井賀屋彦兵衛→	文化10年酉正月	縦継紙・1通	B-26-6
質地証文并拝借証文 高井郡中野村拝借人伝右衛門→	文化2年丑12月	縦長・1冊	C-402-1
質地証文并拝借証文 高井郡中野村林右衛門→	文化2年丑正月	縦長・1冊	C-402-2
質地証文并拝借証文 高井郡中野村清左衛門→	文化2年丑正月	縦長・1冊	C-402-3
質地証文并拝借証文 高井郡中野村林右衛門→	文化2年丑正月	縦長・1冊	C-402-4
質地証文并拝借証文 高井郡中野村清左衛門→	文化3年丑12月	縦長・1冊	C-402-5
質地反別拝借証文之事 高井郡中野村林右衛門→	文化4年寅12月	縦長・1冊	C-402-6
質地反別并拝借証文二冊二致ス 高井郡中野村林右衛門→ 下書	文化5~7年午12月	縦長・1冊	C-402-7
質地反別并拝借証文 高井郡中野村清左衛門→	文化6年巳12月	縦長・1冊	C-402-8
質地反別并拝借証文 高井郡中野村権之丞→	文化9年申正月	縦長・1冊	C-402-9
質地反別并拝借証文 高井郡中野村権之丞→ 下書	文化9年申正月	縦長・1冊	C-402-10
御貸附拝借質地証文 高井郡中野村拝借人権之丞→	子正月	縦長・1冊	C-402-11
質地証文之事 高井郡中野村拝借人権之丞、同村親類請人久兵衛、百姓代孫兵衛、組頭彦兵衛、同断嘉右衛門、同郡新野村名主佐右衛門→杉庄兵衛様御役所	文化11年亥正月	縦長・1冊	C-402-12
質地証文并拝借証文下書(金38両1分余) 高井郡中野村拝借人林右衛門、親類借人久兵衛、右村百姓代孫兵衛、与頭彦兵衛、同嘉右衛門→古橋隼人様中野御役所	文化2年丑12月	美・1冊	D-1025
乍恐以書付奉申上候(盗品の質取しない旨) 高井郡中野村質屋林右衛門、ほか12名→古橋隼人様御役所 組頭の奥書あり	文化3寅年5月	縦継紙・1通	A-250

差上申済口証文之事(水内郡質地小作初滞り出入に付、和融内済のこと) 本多豊後守城下水内郡飯山町長蔵(印)、差添人嘉右衛門(印)、同郡大倉崎村清左衛門(印)、右村名主新左衛門(印)→林右衛門殿、金兵衛殿、孫助殿 端裏書「飯山村長蔵願一件内済証文」、虫損あり	文化3年寅5月	縦継紙・1通	B-119
覚(紛失物内々詮義につき) 中野西町林右衛門(印)→伝右衛門殿、松蔵殿、弥左衛門殿	文化5年辰10月20日	縦切継紙・1通	B-308-1
覚(紛失物の内容) 中野西町林右衛門(印)→彦之丞荷物改覚	文化6年巳3月	横長・1冊	C-321
借地証文之事(屋敷地) 水内郡奥出山村借地人源蔵、同村請人喜七→米屋権之丞殿	文化9申年正月	縦紙・1通	A-87-1
借地証文之事(屋敷地) 借地人権右衛門、小田中村請人金左衛門→当所米屋林輔殿 端裏書「地貸」	天保4巳年7月	縦紙・1通	A-87-2
借地証文之事(屋敷地) 借地主下小田中村次助、受人大乗寺→中野西町米屋林助殿	天保5午正月	縦紙・1通	A-87-3
年季奉公人請状之事(召抱の女子当所へ住替願につき) 中山道洗馬宿置主忠右衛門、善光寺新田町請人茂右衛門、ひさ→善光寺権堂村すゑ殿、差添伊兵衛殿 1~3は史料館封筒で一括	天保5午年5月日	縦紙・1通	A-92-1
女奉公人請状之事(奉公人の住替につき) 湯田中奉公人親方緑屋和田吉、金子屋請人治三郎、奉公人つね→中野湯町稲葉屋力蔵殿	文政8酉年7月	縦紙・1通	A-92-2
一札之事(召抱の女子を貴殿買請につき) 湯田中村倉蔵、立会人喜左衛門→銀次郎殿	子6月	縦紙・1通	A-92-3
借用申金子之事(無抛29両、返済は日々500文宛、滞りの際は抱下女なミ引渡) 借用人力蔵(印)、請人[ ]、立合人[ ]→中野儀右衛門殿 墨消、差出人名切取、	文政8酉年10月8日	縦紙・1通	D-813
添証文之事(抱女の貴殿方奉公につき) 中野湯町人主刀蔵、請人要右衛門→中野儀右衛門殿	文政9戌年3月	縦紙・1通	A-95-1
添証文之事(抱女の貴殿方奉公につき) 要右衛門、立入人権之丞→治左衛門殿	文政9戌年4月	縦紙・1通	A-95-2
奉公人住替証文 中野湯町要右衛門代八重吉、同所請人箴三郎→川原湯平八殿 3と4は重ねて畳みこみ	天保2卯9月	縦紙・1通	A-95-3
奉公人住替証文 中野湯町要右衛門代八重吉、水内郡今井村請人藤之助→川原湯平八殿	天保2卯9月	縦紙・1通	A-95-4
覚(中野新田町又兵衛妹奉公世話の雑用金受取) 湯田中村安代組源治郎→米屋権之丞殿	天保12丑年11月20日	縦紙・1通	A-95-5
(書状、又兵衛妹奉公口利願) 横田又兵衛、親類平八→安□□つたや源治さま 95-6は5の中に折こみ	天保12)6月11日	切紙・1通	A-95-6
借用申金子証文之事(金子借用申候につき) 権豊村借用人泰力(印)、九間四村受人駒太郎(印)→中野権之丞殿 端裏に鉛筆書きあり	天保5年午6月	縦切継紙・1通	B-276-1
借用申金子之事(金子受取借用につき) □古田村借用人忠左衛門→受人九左衛門 端裏書あり、反故	文化14年丑7月11日	縦切継紙・1通	B-276-2
乍恐以書附奉申上候(酒造火入減方御尋二付) 信州高井郡中野村酒造人林輔、右同断伊兵衛→小林藤之助様御役所 下書	天保9年1月	縦紙・1通	B-267-1
乍恐以書付奉申上候(酒造火入減方御尋二付) 信州高	天保9年1月	縦継紙・1通	B-267-2

井郡中野村酒造人林輔、右同断伊兵衛→小林藤之助様御役所 下書			
以書付奉願上候(諸色高値仕入不足に難渋仕候につき) 信州中野村西町拜借人米屋権之丞(印)、親類伝之丞(印) →三井御店御支配人衆中様	天保11年から12年子9月	堅切継紙・1通	B-289
借用申金子之事(去年隣家より出火、土蔵消失いたし難渋につき金50両) 信州高井郡中野借用人袖買宿権之丞(印)、同所受人彦九郎(印)、同所親類七郎右衛門(印) →三井八郎右衛門殿代御支配人中、三井八郎兵衛殿代御支配人中 作成3名の連印奥書あり、端裏書「下」	天保14年卯ノ5月	堅継紙・1通	D-839
請状之事(高井郡中野村桂屋傳助体の三井京店奉公につき) 丸太町西洞院東江入町請人丹波屋佐七、信州高井郡中野同米屋権之丞、信州高井郡中野親桂屋傳助、奉公人梅吉 →三井八郎右衛門殿代福井又次郎殿、ほか3名 奥に桂屋・米屋・丹波屋の添書あり	天保15年辰9月	堅継紙・1通	A-18
乍恐以書付再御愁訴奉申上候(長蔵娘りつ一季奉公に差出の処、懐胎病気のため送り戻されその後出生男子病死、りつも病気のため難渋に付、右始末御吟味願) 越後国城頭(頸城カ)高田城出雲崎長蔵煩ニ付代庄次郎 →中野御役所	天保15年辰10月	切継紙・1通	B-71
借用申金子証文之事(金50両) 借用人権之丞、請人庄七 →夜間瀬組年兵衛殿、同断政右衛門、同断要蔵殿 加筆して、「質物相渡証文之事」に書替	弘化3年10月	堅紙・1通	A-145-1
(書状、当暮中に返金されたき旨) 政右衛門、年兵衛 →渡辺権之丞様、貴下	12月22日	切継紙・1通	A-145-2
以書付奉願上候(信州上田并松代同様金100両に付金1両宛口銭被下置候に付) 信州中野願人米屋 権之丞 →三井御店 御支配人衆中様	嘉永6年丑12月	堅紙・1通	1233
(書状、□) 裏打ち	卯3月27日	横切継紙・1通	D-525
茶仕切状(金子内訳及び人数書き上げ) 下妻町稲葉吉兵衛 →堀内惣蔵殿、同与市殿 上端に割印あり	巳5月17日		B-316
御吟味ニ付申上候書付(帳面石高と酒造石高符合不致こと御吟味につき) 高井郡酒造屋 →風祭求馬様御役所 扣、266-2を巻込	酉1月	堅継紙・1通	B-266-1
(書状、酒造高御改之儀ニ付) 米屋十郎次、彦兵衛 →木下直兵衛様 266-1に巻込		横切継紙・1通	B-266-2
店証文之事(酒造蔵ほか借家につき) 下書		堅継紙・1通	B-269-1
借家証文之事(酒蔵ほかにつき) 下書カ、269-2を巻込、同一紙に添証文あり		堅紙・1通	B-269-2-1
添証文之事(酒造一件借シ渡候ニ付) 十郎次 →源助殿 269-2-1に巻込	未8月	堅切紙・1通	B-269-2-2
借家証文之事(酒造蔵ほかにつき) 後欠		堅継紙・1通	B-269-3
借家証文之事(酒蔵ほかにつき) 中野借家人源助、同所請人亥栄、同断平左衛門 →中野米や十郎次殿 扣、「十郎次印」の奥書あり、端裏書「写扣」	寛延4年8月2日	堅紙・1通	B-269-4
覚(仕入代金書上)		堅切紙・1通	C-375-1
相場(米・大豆代金など書上)		堅切紙・1通	C-375-2
(品代金書上)		堅切紙・1通	C-375-3
おぼへ(金銭書上)		堅切紙・1通	C-375-4

覚(品代金書上)		堅切紙・1通	C-375-4
(玄米売候につき)		堅切紙・1通	C-377
(養子相続につき)	正月6日	堅切紙・1通	C-341
(御病氣之處御養生につき書状) 高井村正泰(花押)→渡辺権之丞様	正月22日	堅切紙・1通	C-343
(書状、色々心配の礼、当人お返し願) ふじや新三郎→源治郎様、新之助様、平八様	2月19日	横切継紙・1通	D-777
(金21両送候につき 金子新八→渡辺権之丞様)	正月6日	堅切紙・1通	C-342
覚(まき代金受取につき) □すたれや吉五郎(印)→忠左衛門様	6月10日	堅切紙・1通	C-350
(絶縁いたし候につき) 弥五左衛門→ 上部破損	6月10日	堅切紙・1通	C-387
覚(金5両受取) 横田屋由兵衛(印、「信州中野中町」)→西町米屋様	6月11日	横切紙・1通	D-755
(書状、岩魚少々差上、先日御馳走の礼) 湯本五郎治→渡辺権之丞様、机下	6月13日	横切継紙・1通	D-728
(書状、御拝借につき数日日延願) 小田中新右衛門→中の新町権之丞サマ、玉机下	6月21日	横切紙・1通	D-780
覚(人数書上) □→	7月	堅切継紙・1通	C-349
(家賃家財差留置候につき) 橋六右衛門→渡辺権之丈様 鉛筆書きあり	7月12日	堅切紙・1通	C-380
口上(書物不残下され候につき) □□□与四郎→この□ 伝左衛門殿	8月2月	堅切紙・1通	C-362
(米送り候につき) 信州松代町増田孫之丞(印)→渡辺彦之丞様	8月28日	堅切紙・1通	C-338
(書状、茶台お備願) 宇木村湯本茂右衛門→渡辺権之丞様、尊下	9月6日	横切紙・1通	D-778
(書状、兄病死の際世話の礼、今後も取立願) 菊屋→渡辺権之丞様	9月20日	横切継紙・1通	D-745
(床之間箆筒のうへに退置につき) 井上仁助→上田斉藤曾右衛門様、木村直次郎様	9月24日	堅切紙・1通	C-323
(入梅之義につき) 文之丞→ 端裏書「大長松三九郎様、正木六四郎様 十二五十二八七」	12月16日	堅切紙・1通	C-333
指出し申一札之事(屋敷譲渡につき双方得心の定書、写) 上町新右衛門、利左衛門、新右衛門組立合弥五兵衛、新左衛門、次兵衛、分右衛門、半平、渡し主甚左衛門、合屋立合万吉→彦之丞殿、藤左衛門殿		堅紙・1通	A-200
賃銭之(一200文御状巻封目形10目までほか書上) 牟礼宿かのや六左衛門(印)→	戌7月18日	堅切紙・1通	B-14
一札之事(売渡酒預りにつき) 源助→満助殿 写、端裏書「源助より取置候證文写」	戌11月	堅切紙・1通	B-260
一札之事(品売渡シにつき) 売主平兵衛(印)、受人力蔵(印)、立合柳八→新蔵殿	亥12月29日	堅切継紙・1通	B-279
差上申一札之事(御林之義下刈御運上相納につき) 当人、組合、親類、好ミ→		堅切継紙・1通	B-283
覚(信州喜多村徳左衛門殿より封印金子受取に付) 伊	酉1月15日	切紙・1通	B-301

渡辺家/家・米屋

勢山田村岡七左衛門(印)→信州中野村米屋金蔵様			
一札之事(手負一件之儀につき) 湯田中村治三郎(印)、 親類組合中→中野村源十郎殿親類組合中	丑11月5日	堅切紙・1通	C-322
覚(金式両請取につき) 木北屋伊兵衛、庄八(印)→渡辺彦 之丞、同惣七様 反故、端裏書鉛筆書き	午5月	堅切紙・1通	C-336
(親孝行の代官褒賞、夢の知らせ、などにつき書上) 中の元右衛門→御上様	丙午年正月	堅継紙・1通	D-527
(書状、六川役所に取りなしたので中野役所につきよ ろしく取斗願) (日滝油屋)卯右衛門→半六様、(上条川 原湯二而、米屋)宗蔵様 結封	12月2日	堅紙・1通	D-775
(郡中割の件、扱入方より濟し方は去年議定書の通り に付) こくやにて伝左衛門様	丑8月 日	堅切継紙・1通	1118
(断簡、文書中に、「明和八年卯年十二月」とあり)	(明和8年12月)	堅切紙・1通	1134-1
口上(7月29日、中野表へ罷り出る件に付、お届けの こと) 市左衛門→伝左衛門様	(明和8年12月)7月26日	堅切紙・1通	1134-2
(欠番 番号飛び番)			B-83
(欠番)			C-386



史料目録 第84集

しなののくにたか いぐんのがしえ べむらやま だしょうぞ えもん けもんじよもくろく  
信濃国高井郡東江部村山田庄左衛門家文書目録 (その4・完)

印刷発行 平成19年4月10日

発行者 人間文化研究機構 国文学研究資料館

編集 調査収集事業部

〒142-8585

東京都品川区豊町1丁目16番10号

電話番号 03-3785-7131(代)

印刷所 睦美マイクロ株式会社

〒744-0002

山口県下松市大字東豊井1364番地

©人間文化研究機構 禁無断複写

(本文用紙は中性紙を使用)

本書は国文学研究資料館史料館の「史料館所蔵史料目録」(第78集まで発行)を継続しています。

ISBN978-4-87592-125-7

ISBN978-4-87592-125-7